

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに
公布する。

令和7年11月27日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第32号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改
正)

第1条 恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平
成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第11条（略） (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、法第33条の10各号____ ____に掲げる行為その他当該利用者の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならな い。 第12条の2～第24条（略）	第1条～第11条（略） (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、法第33条の10第1項 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならな い。 第12条の2～第24条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第10条（略） (虐待等の禁止) 第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条～第41条（略）	第1条～第10条（略） (虐待等の禁止) 第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条～第41条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第14条（略） (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規	第1条～第14条（略） (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「 <u>認定こども園法</u> 」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規

現行	改正案
定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) 第 16 条～第 24 条 (略) (虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号 _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 26 条～第 55 条 (略)	定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) 第 16 条～第 24 条 (略) (虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 26 条～第 55 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 12 条 (略) (虐待等の防止) 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号 _____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 1 条～第 12 条 (略) (虐待等の防止) 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

現行	改正案
第 14 条～第 28 条 (略)	第 14 条～第 28 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。